

女性に対する暴力に関する専門調査会（第110回） ヒアリング資料

野田市子ども家庭総合支援課

1 児童虐待対応とDV対応との連携

・ DVと児童虐待が重複して発生している事案への対応の現状

① 面前DV事案への対応

面前DVの発生は、被害者からの相談において認識する場合と児童虐待事案で児童や保護者からの聞き取りで認識する場合がある。

被害者からの相談において、児童虐待や面前DVを認識した場合、直ちに児童虐待担当ケースワーカーも同席し状況を把握する。また、児童が同伴していれば被害者の同意のもとその場で児童にも聞き取りを実施する。また、児童が保育所、幼稚園、学校等に通っている場合は、所属機関において児童虐待担当ケースワーカーが安全確認を実施する。

また、児童虐待事案で担当ケースワーカーが児童や保護者からの聞き取りでDV発生を認識した場合は、被害者と個別に面談を実施し状況を確認する。

DV被害者への対応は、被害者とDV担当者が面談を実施し、被害者の状況を把握し、被害者の要望に沿った支援を実施する。

児童虐待の対応は、面前DVのため要保護児童対策地域協議会で精神的虐待として進行管理する。児童虐待担当ケースワーカーがその家庭と面談し、DV担当者と情報を共有し対応する。

② 担当者研修や人事交流の実施状況

担当者研修は、児童虐待とDV被害の関連性が強く、同時に発生していることが多い実情を踏まえ、野田市要保護児童対策地域協議会の関係機関等を対象に、DVや児童虐待の防止に向け専門的な知識及び支援能力のさらなる向上を図るため、令和元年度から野田市DV・児童虐待研修会を民間団体に委託し開催している。

令和元年度は、3日間で9項目を行う研修を2回開催した。

また、千葉県が主催するDV担当者の研修会や実務者研修等へ出席している。

人事交流については、令和元年10月1日に当課を新設し、専門職を多く配置しており、今のところ人事交流は実施していないが、今後、必要に応じて人員要望及び交流も実施したいと考えている。

・児童虐待対応機関との情報共有

(要対協への参画、ケース会議の開催状況など)

当市の要保護児童対策地域協議会では、月1回の実務者会議、適宜開催する個別ケース検討会議（当市では個別支援会議と称している）、毎週水曜日に庁内関係機関で定例会議を実施しており、DV担当者も出席し、児童虐待とDV被害が同時に発生しているケースについて情報を共有し、他機関と連携している。

ケースによっては、児童虐待担当ケースワーカーが家庭訪問する際に、加害者が不在であることが確実な場合にDV担当者も同行するなど、被害者の家庭環境、生活状況の確認も実施している。

・連携に当たっての課題

本市では、児童虐待とDVの業務を「子ども家庭総合支援課」が一元的に担っており、子ども家庭総合支援拠点や家庭児童相談室、配偶者暴力相談支援センターを兼ね、児童虐待やDV担当者が連携して業務を遂行しており、現在のところ連携に当たっての課題はないものとする。

2 被害者保護の充実

・被害者保護の実情

(公的シェルターの運営状況、民間シェルターとの連携、委託状況など)

平成14年6月に市が独自にシェルターを整備し、シェルター入所者への生活支援などの一部を民間団体に委託し、原則2週間の入所期間内で入所者が自立できるよう、民間団体と市が連携して支援している。

民間団体が入所者に対応する時間は、原則午前9時から午後7時までで、入所者の心のケアや食材、日用品等の物資調達、自立するための賃貸借物件の調査、求職活動等を市と連携して支援している。

・公的シェルターの抱える課題、民間シェルターとの連携に関する課題

民間団体への管理運営委託料を市の一般財源で捻出しているため、厳しい財政状況のなかでシェルターの持続が課題と考えている。

また、民間団体の支援員の高齢化及び人員の減少も課題である。

なお、民間シェルターは活用していないため連携に関する課題はない。

・民間シェルターへの財政的支援

市のシェルターがあり、民間シェルターは活用していないため、財政的支援はない。

3 コロナ禍において課題と感じていること

コロナ禍において、夫の在宅勤務や失職等により夫の在宅時間が増えたことからDV発生リスクが高まったと思われるが、相談歴のない被害者が身を守ることができているか、また、避難できる状況にあるかを把握できない状況が不安であり課題と考えている。

また、コロナ禍に関わらず、避難せず同居を継続する被害者が多い状況で、以前は被害者からの相談を待つ体制であったが、現在は、一度相談を受けた被害者からの再相談がない場合や継続した状況確認が必要と思われる場合等に、市から被害者に電話連絡しDV状況等を確認している。その際、必要に応じて面談も実施している。

この電話確認は、被害者が一度のみの相談で終わることなく、適切な支援に結びつけることと被害者の現状確認をするために実施しており、被害者が電話に出られない場合は、可能なときに折り返してもらい確認している。コロナ禍においては、夫の在宅が増えたことにより、市から被害者への電話連絡が通じづらい状況となっていることも課題と考えている。

4 その他の課題

・相談支援体制、関係機関・団体との連携、被害者の自立支援など

体制、連携については、現在のところ課題はないものとする。

被害者の自立支援においては、被害者本人の要望に沿った支援に努めているが、シェルターから加害者の元に戻る選択をする者や生活環境を整え生活保護を受けて遠方で自立した者が再び加害者の元に戻る場合もあり、DVが繰り返される危険性をぬぐい切れないことが課題と考えている。

また、避難前にDV相談をしていた機関からの情報提供が少ないため、避難者から当市に支援を求められた場合の対応に苦慮している。

なお、当市から避難する場合は、避難者の了承を得て避難先自治体に情報提供を実施している。